

Wikipediaのライセンスに関するあれこれ

まっきい(VZP10224)

自己紹介

- まっきい(おもにウィキメディア以外で)
- VZP10224(ウィキメディアでのアカウント)
 - 2007年から編集活動に参加
 - 2010年より日本語版ウィキペディア管理者
- 本業はITインフラ系システム会社に所属・客先常駐
- 広島県尾道市出身・大阪府池田市在住

ウィキペディアで採用しているライセンス

- CC-BY-SA 3.0とGFDLのデュアルライセンス
 - 原著作者のクレジットを表示する必要があるが
 - (合わせて改版履歴を保持する必要があるが)
 - 再利用を自由に行うことができ
 - 再利用に際して自由に改変を行うことができる
 - ライセンス許諾
- 結果として、編集者が自由にウィキペディアの内容を利用することを可能にしている。
 - フリーコンテンツの実現

ウィキメディア財団の対応

「想像してみてください、全人類の知の総和を誰もが自由に共有できる世界を。その実現が、私たちの公約です。」

[[wmf:メインページ]]より

- ウィキメディア財団としては、自由に利用が可能であることを重視している。
 - ラリー・サンガーが述べた「ウィキペディアの目的は、信頼されるフリーな百科事典を——それも、質も量も史上最大の百科事典を創り上げることです。」([[Wikipedia:方針とガイドライン]]より)は、英語版ウィキペディアからは2006年12月に取り除かれています。
 - ラリー・サンガー自身が、すでにウィキメディアムーブメントから離れて長い年月が経過しています。

一般的な著作権を有する著作物に対する対応

- [[Wikipedia:自著作物の持ち込み]]にのっとりた対応
 - 自分の意思でウィキペディアに投稿したことを表明することで、ライセンスに同意したことを表明したこととみなす。
- 引用の範囲内での利用
 - [[Wikipedia:著作権で保護されている文章等の引用に関する方針]]
- 上記の対応ができないときは、削除(不可視化)することにより、著作権侵害状態の解消を図る。

検証可能性を満たしつつ著作権を侵害しない

- Wikipediaに投稿するにあたり[[Wikipedia:検証可能性]]を満たすことは大原則
 - 信頼性を高める努力を放棄したわけではない
- 一方、著作権を侵害しないように「自分の言葉でまとめる」ことが重要
 - あまりに似すぎていると「翻案」とみなされて著作権侵害とされる。
 - コンテンツ系作品のストーリーをどうするか
- 著作権保護期間が満了したものを利用する

オープンデータ

- アメリカでは「政府が作成した文書はすべてパブリックドメイン」となるので問題ない
- 日本の「政府標準利用規約(1.0版)」
 - 法令や公序良俗に反する利用を禁止
→CC-BY-SAと合致しない
- 「政府標準利用規約(2.0版)」
 - 「法令や公序良俗に反する利用を禁止」が条件から外れる
 - CC-BY4.0国際ライセンスと互換性がある旨を明示

よくある要望とその答え

- ウィキペディアに投稿したいけど、ほかのところに転載してほしくない。
 - そのようなご要望はライセンスやウィキメディアの趣旨に反するので、お受けできません。
- 私の書いた文章は間違いがなく正確なので、変えてほしくない。
 - ライセンスとしてもその要望は受けられません。
 - その文章は今後もずっと正しい保証がありますか？
 - 正常な編集がされていないと判断された場合は保護(編集不可)される場合があります。